

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課（室）名
◎ 告 示	
・ 収納事務の委託	障 害 福 祉 課
・ 公有水面埋立ての免許出願	港 湾 課
◎ 公 告	
・ 特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧	漁 港 漁 場 課
・ 測量の終了（3件）	建 設 企 画 課
◎ 公安委員会告示	
・ 警備員等に対する検定の実施（2件）	生 活 環 境 課
◎ 人事委員会公告	
・ 長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の実施	人事委員会事務局
・ 警察官Ⅰ類（男性）採用試験〔第1回〕の実施	"
・ 長崎県警察官Ⅰ類（女性）採用試験〔第1回〕の実施	"
◎ 雑 報	
・ 一般競争入札の実施（2件）	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第357号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎県立こども医療福祉センターにおける使用料及び手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和3年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
氏名 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信介
- 3 委託事務
長崎県立児童福祉施設条例（昭和26年長崎県条例第47号）第2条第2項に規定する障害児入所施設使用料並びに同条例第3条第1項に規定する診断書発行手数料及び証明書発行手数料の収納事務
- 4 委託期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第358号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願が

あった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

鹿見港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和3年3月17日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県対馬市上県町鹿見字在家646番1から627番12に至る地先にある長崎県指令56港許第28号未竣功埋立地の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

817.15平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県対馬市上県町鹿見字在家646番1から627番13に至る一部地内、627番12地内及び同地番地先にある長崎県指令56港許第28号未竣功埋立地を含む地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

14,255.91平方メートル

(5) 埋立地の用途

漁港施設用地（船揚場）

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県対馬市厳原町宮谷224番地

長崎県対馬振興局

ウ 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

対馬市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

公 告

特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧（公告）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
特定漁港漁場整備事業計画変更書の案（対馬地区）
- 2 縦覧の場所
長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁港漁場課
長崎県対馬市厳原町宮谷224 長崎県対馬振興局行政資料コーナー
- 3 縦覧の期間
令和3年4月16日から同年5月6日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月16日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
島原市～雲仙市	令和3年3月18日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量（車両搭載センシング装置を用いた道路情報の取得）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月16日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県内の直轄国道	令和3年3月26日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（航空重力測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月16日

長崎県知事 中村 法道

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
県内全域 (対馬市、五島市、北松浦郡小値賀町、南松浦郡新上五島町除く)	令和3年3月24日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を

実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月16日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
核燃料物質等危険物 運搬警備業務 1級	令和3年7月1日（木）午前9時から 午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
核燃料物質等危険物 運搬警備業務 2級	令和3年7月2日（金）午前9時から 午後6時までの間	

2 検定予定人員

各区分とも10人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 核燃料物質等危険物に関すること。

㊩ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊪ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

㊫ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊧ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

㊨ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 核燃料物質等危険物に関すること。

㊩ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊪ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊧ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和3年4月19日（月）から同月28日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

㊦ 検定申請書 1通

㊧ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

㊨ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

㊩ 次に掲げるいずれかの書面 1通

a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

㊪ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

㊦ 検定申請書 1通

㊧ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

㊨ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

㊩ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

7 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

核燃料物質等危険物運搬警備業務1級、2級とも16,000円

(2) 納付方法

検定手数料は、検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

8 合格発表

各検定の合格発表は、検定当日、本人に対して行う。

9 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症関係
新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。
- (2) 検定の共同実施
この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。
- (3) 持参する物
検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。
- (4) 問合せ先
ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月16日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
施設警備業務2級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時
令和3年7月15日（木）午前10時から午後6時までの間
 - (2) 場所
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール
 - (3) 検定予定人員
20人
- 3 受検資格
受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 長崎県内に住所を有する者
 - (2) 長崎県内の営業所に属する警備員
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (3) 検定の方法
検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和3年4月19日（月）から同月28日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。
 検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

㊦ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所を疎明する書面 1通

㊧ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料

16,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

人事委員会公告

長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（公告）

令和3年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和3年4月16日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
行政 A	知事部局（本庁及び地方機関）、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務

教育事務	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
警察事務	警察本部または各警察署における庶務、経理等の事務
水産 農業 畜産 林業 農業土木 土木A 土木B 建築 環境科学 電気	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務
社会福祉	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、相談等の業務

2 給与

令和3年4月1日現在の初任給月額が182,200円で、このほか住居手当、通勤手当、地域手当、特勤勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- (1) 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕
- (2) 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和4年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- (3) 日本国籍を有する者（「電気」を除く）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (5) 次表の左欄に掲げる試験職種については、右欄に掲げる資格を有する者

試験職種	資格
社会福祉	社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和4年3月31日までに同資格を取得見込みの者

4 第1次試験

(1) 試験種目

（土木B以外）

教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）

なお、試験職種「環境科学」の専門試験については、化学系、自然環境系の2区分のうち1つを選択して受験する。

（土木B）

SPI3（基礎能力検査）（択一式）及び専門試験（五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和3年6月20日（日）

(3) 試験地

長崎市、東京都及び大阪府

(4) 第1次試験合格者発表

令和3年7月5日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（グループワーク及び個別面接）、論文試験又は専門論述試験、適性検査

なお、論文試験又は専門論述試験を実施する試験職種は、次表のとおりとする。

試験種目	試験職種
論文試験	行政A、教育事務、警察事務
専門論述試験	水産、農業、畜産、林業、農業土木、土木A、土木B、建築、環境科学、電気、社会福祉

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験の合格者に別途通知する。

6 最終合格発表

令和3年8月下旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

7 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- (3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和4年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

8 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・杵岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「大学卒業程度試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県人事委員会事務局に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和3年5月3日（月）から5月21日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和3年5月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和3年5月21日（金）24時まで受け付ける。

9 点字及び拡大文字による試験等

試験職種「行政A」、「教育事務」、「警察事務」及び「土木B」については、点字または拡大文字による受験ができる。ただし、拡大文字については、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

警察官I類（男性）採用試験[第1回]の実施（公告）

令和3年度警察官I類（男性）採用試験[第1回]の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和3年4月16日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県、警視庁（東京都）、神奈川県、愛知県及び大阪府にそれぞれ勤務する警察官（巡査）

2 試験職種

一般、サイバー、武道

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務

4 給与

初任給は、各都府県の職員に関する条例、規則等に基づいて支給される。令和3年4月1日現在の長崎県の初任給月額が203,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

5 受験資格

試験職種及び都府県ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	都府県	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
		年齢・性別	学歴
一般	長崎県	平成3年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	警視庁（東京都）	昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性	
	神奈川県	昭和61年4月2日以降に生まれた男性	
	愛知県	昭和63年4月2日以降に生まれた男性	
	大阪府	昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性	
サイバー	長崎県	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす男性	
武道		(1) 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕 (2) 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）	

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

試験職種	試験種目
一般	教養試験（五肢択一式）
サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
武道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技等試験）

(2) 試験の実施日

令和3年7月11日（日）

(3) 試験地

長崎市

(4) 第1次試験合格者発表

長崎県志望者については、令和3年7月19日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。他都府県志望者については、合格者に書面でそれぞれ通知される。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

長崎県志望者については、令和3年9月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

他都府県志望者については、受験者に合否を書面でそれぞれ通知される。

9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和4年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・杵岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（男性）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和3年5月3日（月）から5月21日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和3年5月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和3年5月21日（金）24時まで受け付ける。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線 2652

長崎県警察官I類（女性）採用試験[第1回]の実施（公告）

令和3年度長崎県警察官I類（女性）採用試験[第1回]の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和3年4月16日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県に勤務する警察官（巡査）

2 試験職種

一般、サイバー、武道

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務

4 給与

令和3年4月1日現在の初任給月額が203,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

5 受験資格

受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
	年齢・性別	学歴
一般	平成3年4月2日以降に生まれた女性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
サイバー	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす女性 (1) 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕	
武道	(2) 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）	

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

試験職種	試験種目
一般	教養試験（五肢択一式）
サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
武道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技等試験）

(2) 試験の実施日

令和3年7月11日（日）

(3) 試験地

長崎市

(4) 第1次試験合格者発表

令和3年7月19日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

令和3年9月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- (3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和4年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・杓岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（女性）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和3年5月3日（月）から5月21日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和3年5月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和3年5月21日（金）24時まで受け付ける。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線 2652

雑 報

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和3年4月16日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 3長大佐 第 2 号
 - (2) 工事名 長崎県立大学佐世保校 地域交流棟 管工事
 - (3) 工事場所 佐世保市川下町
-

- (4) 工 期 令和4年8月31日限り
- (5) 工事概要 工事種別：新築工事
 主要用途：大学（地域交流棟）
 構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造2階
 規模：延べ面積 2,698 m²
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 平成26年3月28日長崎県告示第437号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす者で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	管工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所有する者で、管工事に係る総合数値が800点以上、かつ主観点が10点以上であること。
年間平均完成工事高	管工事において1億円以上
経営事項審査の審査基準日	令和3年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第3条に基づく入札参加資格者名簿に登録され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了するものでないこと。

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登録された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注2）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

（注3）「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

- (2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、契約締結日からとする。

同種工事の施工実績に関する条件	条件なし
配置技術に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。 国家資格等 ① 次に掲げる条件のいずれかを満たす者。 ・法による1級管工事施工管理技士の資格を有する者 ・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（機械部門・選択科目「熱工学」又は「流体工学」）、技術士（上下水道部門）、技術士（衛生工学部門）又は技術士（総合技術監理部門・選択科目「熱工学」、「流体工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」）のいずれかの資格を有する者 ② 管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了

	した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。
その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外）</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p>

（注1）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」（最終改正 令和3年3月2日 2建企第618号）に規定するものをいう。

（注3）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ	T E L 0956 - 47 - 2191 F A X 0956 - 47 - 6941	〒 858 - 8580 長崎県佐世保市川下町123番
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項		T E L 0956 - 47 - 2191 F A X 0956 - 47 - 6941	

4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、ウ及びエ

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ及びキ

（キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする）

② 上記のほか、2-(2)（注3）の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和3年4月16日（金）から 令和3年5月6日（木）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
---------------------------------	---	--

【提出について】 競争参加資格確認届 出書等の提出期間及 び場所	【提出期間】 令和3年4月19日(月)から 令和3年5月6日(木)まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。)による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する 質問期間等	【質問期間】 令和3年4月19日(月)から 令和3年5月7日(金)まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限 及び回答方法	令和3年5月11日(火)まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答
入札日時及び場所	令和3年5月18日(火) 午後15時45分から	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 本館 1階102号教室
競争参加 資格審査申請書等の 提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算し て3日以内	3の入札等担当部局へ持参

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を含め定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(来所する場合は正午から午後1時までを除く。)とする。(ホームページ掲載内容を除く。)

(注2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて(31建企第369号 令和元年8月26日)を準用するものとする。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙 入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書14の(1)~(13)及び(15)~(17)いずれかに該当する場合は入札無効とする。

なお、入札参加者は、発注者(大学法人)より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1~10、13、14、17(1)(4)、18を準用する。

- (2) 不明な点に関する問い合わせ先
3の入札等担当部局

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和3年4月16日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 3長大佐 第 1 号
 (2) 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 地域交流棟 電気工事
 (3) 工事場所 佐世保市川下町
 (4) 工 期 令和4年8月31日限り
 (5) 工事概要 工事種別：新築工事
 主要用途：大学（地域交流棟）
 構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造2階
 規模：延べ面積 2,698 m²
 (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
 (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
 (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
 (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす者で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	電気工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所有する者で、電気工事に係る総合数値が800点以上、かつ主観点が10点以上であること。
年間平均完成工事高	電気工事において1億円以上
経営事項審査の審査基準日	令和3年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第3に基づく入札参加資格者名簿に登載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了するものでないこと。

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注2）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

（注3）「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

- (2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中

の技術者の専任については、契約締結日からとする

同種工事の施工実績に関する条件	条件なし	
配置技術に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。	
	国家資格等	① 次に掲げる条件のいずれかを満たす者。 ・法による1級電気工事施工管理技士を有する又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目「電気電子」））の資格を有するもの。 ② 電気工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
	その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。

（注1）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」（最終改正 令和3年3月2日 2建企第618号）に規定するものをいう。

（注3）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ	TEL 0956-47-2191 FAX 0956-47-6941	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項		TEL 0956-47-2191 FAX 0956-47-6941	

4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

- ① 共通事項書3の(1)のアの①、ウ及びエ

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

- ① 共通事項書3の(1)のオ及びキ

（キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする）

- ② 上記のほか、2-(2) (注3) の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和3年4月16日（金）から 令和3年5月6日（木）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
【提出について】 競争参加資格確認届出書等の提出期間及び場所	【提出期間】 令和3年4月19日（月）から 令和3年5月6日（木）まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する質問期間等	【質問期間】 令和3年4月19日（月）から 令和3年5月7日（金）まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限及び回答方法	令和3年5月11日（火）まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答
入札日時及び場所	令和3年5月18日（火） 午後14時30分から	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 本館 1階102号教室
競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3日以内	3の入札等担当部局へ持参

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

- (1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（31建企第369号 令和元年8月26日）を準用するものとする。
- (2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙 入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書14の(1)～(13)及び(15)～(17)いずれかに該当する場合は入札無効とする。

なお、入札参加者は、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立
大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13、14、17(1)(4)、18を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先

3の入札等担当部局

発
行
者

長
崎
県
長
崎
市
尾
上
町
三
番
一
号

電
話
代
表
直
通
表
(八
二
四
八
九
五)
二
一
一
一
四
一

印
刷
人
所

長
崎
市
樺
島
町
八
番
十
二
号

株
式
会
社
寺
ク
イ
ツ
ク
ブ
リ
ン
ト
宏
弥